

山 梨 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 3 回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

と き：令和 3 年 10 月 12 日
と ころ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 改正審議
 - (2) その他
- 3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第3回山梨県自動車・同附属品製造業専門部会)

令和3年10月12日

第3回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（10/12） 配布資料目次

1	輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況（令和3年度）
---	----------------------------

輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和3年度)

(部会結審で本審結審前を含む)

自	ラン	都道府県	地域別最低賃金(R03)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R03)									
			時間額 (円)	格 差 (東京 =100)	引上額 (円) (B)	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格 差 (兵庫 =100)	引上額 (円) (A)	引上率 (%)	部会 結審日	地賃の 引上額 との差 (A-B)	目安と の差	01-02 の引上 げ額	02-03の 引上げ 額との差
	A	東京	1,041	100.0	28	2.76	-	-								
	A	神奈川	1,040	99.9	28	2.77	-	-								
自	A	大阪	992	95.3	28	2.90	970	998	99.6	+28	2.9	R3/09/24	±0	±0	+1	+27
	A	愛知	955	91.7	28	3.02	957	-							*	
	A	埼玉	956	91.8	28	3.02	966	990	98.8	+24	2.5	R3/09/15	-4	-4	+5	+19
	A	千葉	953	91.6	28	3.03	-	-								
	B	京都	937	90.0	28	3.08	947	-							*	
	B	兵庫	928	89.2	28	3.11	978	1,002	100.0	+24	2.5	R3/09/29	-4	-4	+3	+21
	B	静岡	913	87.7	28	3.16	951	-							*	
	B	滋賀	896	86.1	28	3.23	936	-							*	
	B	茨城	879	84.4	28	3.29	-	-								
自	B	栃木	882	84.7	28	3.28	920	-							*	
自	B	広島	899	86.4	28	3.21	915	-							*	
	B	長野	877	84.3	28	3.30	905	-							*	
	B	富山	877	84.3	28	3.30	912	-							*	
	B	三重	902	86.7	28	3.20	942	-							*	
自	B	山梨	866	83.2	28	3.34	919	-							*	
	C	群馬	865	83.1	28	3.35	910	-							*	
自	C	岡山	862	82.8	28	3.36	921	-							*	
	C	石川	861	82.7	28	3.36	922	-							*	
	C	香川	848	81.5	28	3.41	956	-							*	
	C	奈良	866	83.2	28	3.34	-	-								
	C	宮城	853	81.9	28	3.39	-	-								
	C	福岡	870	83.6	28	3.33	944	-							*	
	C	山口	857	82.3	28	3.38	937	965	96.3	+28	3.0	R3/10/11	±0	±0	+1	+27
自	C	岐阜	880	84.5	28	3.29	932	-							*	
	C	福井	858	82.4	28	3.37	-	-								
	C	和歌山	859	82.5	28	3.37	-	-								
	C	北海道	889	85.4	28	3.25	889	917	91.5	+28	3.2	R3/10/11	±0	±0	+2	+26
	C	新潟	859	82.5	28	3.37	-	-							*	
	C	徳島	824	79.2	28	3.52	-	-							*	
	D	福島	828	79.5	28	3.50	870	-							*	
	D	大分	822	79.0	30	3.79	878	-							*	
自	D	山形	822	79.0	29	3.66	861	-							*	
	D	愛媛	821	78.9	28	3.53	938	-							*	
自	D	島根	824	79.2	32	4.04	887	-							*	
	D	鳥取	821	78.9	29	3.66	-	-								
	D	熊本	821	78.9	28	3.53	888	-							*	
	D	長崎	821	78.9	28	3.53	875	-							*	
	D	高知	820	78.8	28	3.54	-	-								
	D	岩手	821	78.9	28	3.53	-	-								
	D	鹿児島	821	78.9	28	3.53	-	-								
	D	佐賀	821	78.9	29	3.66	-	-								
	D	青森	822	79.0	29	3.66	-	-								
自	D	秋田	822	79.0	30	3.79	877	907	90.5	+30	3.4	R3/09/29	±0	+2	+4	+26
	D	宮崎	821	78.9	28	3.53	-	-								
	D	沖縄	820	78.8	28	3.54	-	-								

令和3年度山梨県自動車・同附属品製造業
最低賃金改正審議 公益委員案

令和3年10月12日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記

1時間 938 円

(引上げ額 19 円、 引上げ率 2.07 %)

別紙（案）

令和3年10月12日

山梨地方最低賃金審議会

会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

部会長 鷹野 正則

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

伊藤 一帆 岡松 恵 鷹野 正則

労働者代表委員

雨宮 健男 飯沼 大 櫻井 澄人

使用者代表委員

金井 徹 川島 英一 内藤 健一

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 938 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
専 門 部 会	1	3 年 9 月 29 日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	3 年 10 月 5 日	1 改正（金額）審議
	3	3 年 10 月 12 日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	3 年 8 月 23 日	1 改正決定に係る諮問受理

別紙（案）

令和3年10月12日

山 梨 労 働 局 長
生 方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け山梨労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 938 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり